

尾張藩士茜部相嘉と「諸国郷帳」の成立

——史料論覚書、その一——

福 田 千 鶴

目 次

はじめに

一 37 A 文書群の基本的性格

二 茜部相嘉

1、略歴

2、明倫堂教授植松茂岳との交流

3、茜部相嘉の著作

4、尾張藩の地誌編纂事業

三 史料館郷帳の基本的性格

おわりに

はじめに

国文学研究資料館・史料館（通称国立史料館、以下では史料館と略称）には「諸国郷帳」という名称を付与された文書群（総数二二六件／和紙に墨書された書冊二三八冊）がある。昭和三十七年に東京神田の古書店を通じて史料館（当時は文部省史料館）が購入したもので、請求番号は37Aである。検索手段は現在のところ基本カードのみだが、全容の把握はそれで十分可能である。ただし、基本カードはサブシリーズ・レベルとして「諸国郷帳」（六十冊）と「国書写本」（七十八冊）とに分類されていること、またサブシリーズ・レベルとして「諸国郷帳」が文書群名（グループ・レベル）に採用されたこともあつてか、これまで「国書写本」にはあまり関心が示されなかつたといつてよい。そこに本稿をなす理由の一端がある。以下では混乱を避けるため、「諸国郷帳」の文書群名は使用せず、文書群全体をさして37A文書群、郷帳六十冊を史料館郷帳と呼ぶことにする。

次に、幕藩制国家における国郡制の枠組みについての議論が高まるなかで、国絵図・郷帳の研究が進められ、史料館郷帳もその中で一定の位置づけがなされてきた。その研究史と主な論点については第一章で扱うが、これまでの研究では37A文書群の出所や内的構造などが史料学的に検討されていないため、史料館郷帳の作成主体や編纂目的についての評価も決定的ではないところに課題がある。

右の問題意識から、本稿では史料群全体構造における内的階層秩序を解明するという史料学的方法論をとり、37A文書群の基本的性格について検討する。⁽⁴⁾この作業からは近世国家史における郷帳作成の意義といった歴史学の課題に接近することはできないとしても、史料館郷帳の利用頻度が高いにもかかわらず、その基本的性格が不明瞭なままで

あることを考えれば、史料学的に史料館郷帳の性格を確定することの意義は少なくとも認められるであろう。

また近年、史料学に対する関心が高まるにつれて、歴史学の側や史料管理学の立場から、さまざまな史料学的方法論や史料整理にあたっての原則の提示がある⁽⁵⁾。それらが史料管理の現場においていかに実効性をもつかを、この37A文書群の整理・分析をケース・スタディとして、史料管理学の立場からの反省と若干の問題提起をおこないたい。

一 37A文書群の基本的性格

本章では、史料館郷帳六十冊の概要と研究史上の位置づけを確認した上で、37A文書群の全体構造を検討する。さらに関連文書群の分析結果も援用しながら、37A文書群の基本的性格についての輪郭を描くことにしたい。

まず、史料館郷帳の概要を述べる。史料館郷帳六十冊のうち一冊は目録で、残る五十九冊が郷帳の写しである。目録の表表紙の書外題には、「郷帳目録 二二」とある。「二二」の意味は、前半が「郷帳目録」、後半が「目六」の二部構成をとるため、左にその概略を示した。

「郷帳目録」

「目六」

総国郷帳

畿内国

壹 山城国

○山城

貳 大和

大和 掖^(奉)齊

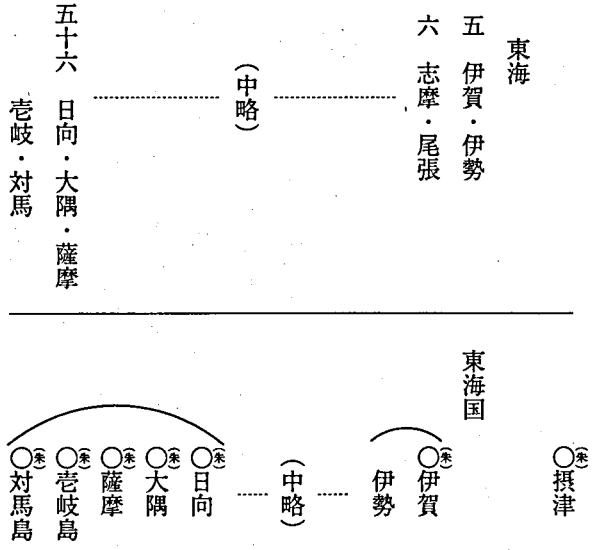
三 河内・和泉

○河内

四 摂津

○和泉

尾張藩士西部相嘉と「諸国郷帳」の成立(福田)



史料館郷帳は、ほぼ全国にわたる六十八カ国の郷帳が揃っている。上段「郷帳目録」の冒頭にも、「総国郷帳」とある。ただし、たとえば河内・和泉は合冊、武蔵国は四分冊といった形態をとるため、番号は巻から五十六番までである。下段の「目六」は、畿内国・東海国・東山国・北陸国・山陰国・山陽国・南海国・西海国の順に六十八カ国が横一列に記され、国名の頭に墨引きと朱書の○印がある。ともに史料館郷帳の現状編成とは対応しないので、この二つの目録がどのように機能していたのか詳細は不明である。⁶⁾

次に、河内・和泉国の改装表紙（上段）と原表紙（下段）を左に示した。他のものについては、巻末に資料として掲載したので、参照してほしい。

河内 畿内
和泉 四冊之内
郷帳 第三

河内 第参
参
和泉 第四

改装表紙は、右側に国名と畿内・七道ごとの冊数、左側に「郷帳」の書外題と通番という様式で統一されている。原表紙は数種類の通番（この場合は二ヶ所）があり、郡名や村総数を記したものが、「諸国邑名志」の表題をもつものと、さまざまに体系性がない。

ところで、「郷帳」という名称をもつ文書の基本的性格については、以下の四つに分類できよう。

- 1、江戸幕府が国絵図とともに作成・提出させた帳簿（慶長・正保・元禄・天保の四回徴収）
- 2、將軍の代替わりごとの朱印改めに際し、諸大名らより提出された帳簿（郷村高帳）
- 3、地方三帳の一つで、村単位に作成された年貢元帳（成箇郷帳・取箇郷帳）
- 4、その他（右の系統に属さない郷帳）

以下ではそれぞれ郷帳1、2、3、4と呼ぶことにする。史料館郷帳のうち、一冊は寛文期の郷帳（大和国）で、原表紙に「大和国郷帳」と表題がある。原裏表紙には「寛文七年丁未二月吉日 初瀬村柳原町源一郎（黒印）」とあり、「為末代也云々」「木岡家久（ママ）」との書込みがある。一丁目表左下には「正斎蔵」の角朱印（45mm×18mm）の蔵書印がある。内容は、郡ごとに石高・領主名・村名と小物成高の書上げがあり、巻末には惣高四万四七五六石四斗五合

の領主別内訳を載せることから、これは郷帳1の系譜に位置するものである。大和国郷帳は作成年の寛文七年（一六六七）からそう遠くない時期に書写されたと思われ、他の郷帳五十八冊（元禄郷帳をもとに文政期に書写、後述）とは成立事情を異にする。寛文期の郷帳自体については不明な点が多く、独自の分析が必要である。ここでは今後の課題とせざるをえないが、史料館郷帳、もしくは「総国郷帳」の編成にとつては、寛文期の郷帳でも代用可能であつた、逆にいえば、元禄期の郷帳である必然性はなかつた点に留意しておきたい。

次に、史料館郷帳の研究史上の位置を確認する。元禄郷帳は内閣文庫に十七カ国分を所蔵するほか、各所に伝本を所蔵している。史料館郷帳も転写本の一つと位置づけられ、郷帳研究のなかで取り上げられてきた。まず、藤井讓治氏が郷帳研究の独自性を提唱する中で史料館郷帳を紹介され、横田冬彦氏が「丹波国郷帳」を分析するにあたり、史料館郷帳を「国立本元禄郷帳」として本格的に取り上げた。⁽⁹⁾横田氏は史料館郷帳のなかの「丹波国郷帳」（No.30）は最も基本的なタイプであるとして、次の点を特徴として指摘した。

- 1、表紙に「領分附丹波国郷帳」とある。
- 2、村高の記載がない。
- 3、村名の肩書きに領主名の記入がある。
- 4、朱筆の注記がある。
 - a、各郡、一国の村数、石高集計には、横に正保郷帳の村数・石高数の注記がある。
 - b、村名の注記がすべて正保のものである。
 - c、帳の上半部に記されている枝村記載が正保絵図の枝村である。

横田説では、完成した元禄郷帳では領主名が削除されることから、史料館郷帳を上納本作成以前の領主名記載の帳

簿と理解し、「性格規定に不明な部分も多い」としながらも、「高付帳と密接な関連をもちながら、府立本郷帳（筆者註、献上本郷帳の写）および国絵図の作成過程で成立したもの、もしくはその写といったものである」との推測をおこなった。

その後、渡部淳氏によって郷帳研究が進められ、横田氏が史料館郷帳を上納帳完成直前の領主名記載帳と推定された点に関して、そのようなものが多数一カ所に集まること自体不自然である、との疑問を示した。さらに、1と3に関して、国絵図・郷帳が各二部づつ上納されたのち、幕府が「領分附郷帳」の作成を命じて勘定所に提出させた事実を明らかにした。さらに、4の注記に関しては、abcで示された正保郷帳以外にも引用文献があることを指摘した。以上から、史料館郷帳の性格については、「文政年間に、元禄郷帳及び領分附郷帳（大和国では寛文帳）を基に、諸地図及諸帳簿を参考資料として作成された「諸国邑名志」或はその作成段階に於ける参考資料であったと考えられる」と述べている。ただし、「編纂者の河合辰三なる人物や「諸国邑名志」の作成意図等は未検討」とした。¹⁰⁾

渡部氏が領分附郷帳と史料館郷帳とを直接結び付ける根拠は、河内、上野、陸奥、越後、丹波、伯耆、石見、安芸、豊後、日向の十カ国の内題に「領分附□□国郷帳」とある点である。しかし、残る五十七カ国（大和国を除く）については「郷帳作成過程で成立したもの」とする横田説の否定には直接つながらない。その点は、史料残存状況の不自然さに求めるのだから、一カ所に集まる可能性が全くないとも断定できない。さらに、2の指摘にある石高記載がない点に関して、その理由を説明する必要があるだろう。結論的には、史料館郷帳の位置づけに関する渡部説は妥当だと思いが、37A文書群の基本的性格が未検討であるため、その評価は決定的とはいえない。また、編纂者を河合辰三とした点には疑問がある。

△写本の成立年代▽

① 西海道肥前国 文政九年九月十五日令若党河合辰三写之一校畢

② 山陽道播磨国 文政丙戌九月写之

③ 東海道伊豆国 文政戌(九)年十一月十九日以伊豆志校左傍二加假名畢右之假名本来所有也

④ 領分附丹波国郷帳 文政亥七月廿五日写之畢

⑤ 但馬国八郡 文政亥七月廿三日写、同廿六日校合

⑥ 領分附河内国郷帳 亥七月廿七日校正

⑦ 和泉国郷村帳 亥七月廿七日校正

⑧ 西海道三、豊前国郷帳 文政亥八月十二日写之

⑨ 東海道武蔵国 三 亥八月十九日校正

⑩ 東海道五、三河国 文政亥八月令写同九月校正

⑪ 北陸道越後 下 文政亥九月六日校合畢

右は、史料館郷帳の書写もしくは校合の年月日がわかるものを変年順に並べたもので、文政九年(一八二六)九月から翌十年(亥)九月までの二年間にわたっている。西海道の①肥前国と⑧豊前国の作成が年を分けることから、成順は地域ごとの体系性をもたないことがわかる。渡部氏は①肥前国郷帳の書写奥書から河合辰三を編纂者としたが、「令」の字を見落としている。これは「文政九年九月十五日、若党河合辰三をしてこれを写せしめ一校畢ぬ」と読む必要がある。⑩三河国にも「令写」とあり、若党河合辰三その他に郷帳を書写させ、それを校合した人物、つまり史料館郷帳の作成もしくは編纂主体は河合辰三とは別な人格であると考えた方がよい。

では、作成主体は誰で編纂の目的はどこにあったのか。郷帳六十冊をみる限りでは、これ以上の検討はできない。

しかし、繰り返すように史料館郷帳は37 A文書群の一部にすぎない。以下では、文書群全体構造の基本的性格を明らかにした上で、史料館郷帳を位置づけてみたい。

郷帳以外の文書群（国書写本）の概要を示そう。形態は美濃版・半紙版の書冊七十六冊で、二冊を除く全てに郷帳と同じ渋刷毛目の表紙を付ける。内容的には、「まんげつらん種桔論」の草稿一冊・清書本二冊、「古今人名考」全二冊、和歌集「臆淳砺羊蹄延以佐宇」「美也都古木」があり、いずれも尾張藩士で国学者の茜部相嘉の著作である。残る七十八冊の多くは、万葉集・古事記・六国史・枕草紙・平家物語といった和古書からの地名や語句の抜き書きである。そのうち、「桂園一枝拾遺書抜」には「文久二年二月初午日抜書之 茜部白須叟（相嘉花押）」、「職原抄談聞書」には「茜部氏蔵」、「墟叢抄抜書」には「弘化三年丙午閏五月廿七日書写之 薺園」とある。特に「安齋隨筆拔萃」には「薺園老人自筆」とある。薺園は茜部相嘉の号である。「保元平治物語拔萃」には「欠損部伊藤五様 竹田新蔵拜」と墨書された包紙を紙背に利用しており、伊藤五は茜部相嘉の通称である。さらに、明治二十四年に茜部相嘉の子厚海が佐々木庸綱の自筆本を模写したという「書博士所傳 年中行事頭書」、明治四十三年茜部頼敏が幕末勤王家の和歌を編纂した「大和魂」を含むので、本文書群が明治後半まで茜部家に伝来したものであることを裏付けている。⁽¹²⁾

ところで、渡部氏は史料館郷帳と「諸国邑名志」との関係を描いたが、正確には原表紙に「諸国邑名志」（駿河・播磨）、「諸国邑名志」（伊豆）、「諸国郡名志」（肥前）、「越中国村名帳」とあるもので、表記には若干の異同がある。共通項は「名」、もしくは「村（郷・邑）名」である。そこで「国書写本」のなかから「名」のつく書名を掲げてみると、次の八件がある。

「万葉集地名抜書」、「日本紀地名抄」上下、「続日本紀地名抄」、「日本後紀地名抄」、「延喜式地名拔萃」上下、「蜻蛉日記摘要 附地名」、「平家物語地名書抜 全」、「伊勢物語・土佐日記・更級日記地名抜抄」

ここでは「地名」という共通項が示される。いずれも和古書から郡名や町村浦島などの地名の書抜きである。つまり、史料館郷帳もそうした一連の地名書抜き作業のなかに位置づけて考えてよいのではなからうか。史料館郷帳が、献上郷帳の要件である石高記載を欠く理由も、編纂目的を地名書抜きに求めることで説明できる。

さて、話は変わるが、史料館には「諸国地誌」という名称を付与された文書群五十六件（書冊八十冊）がある。37 A文書群と同じ古書店から昭和三十六年に購入したもので、請求番号は36 Rである（以下、36 R文書群と呼ぶ）。現在の検索手段は、やはり基本カードのみである。37 A文書群と同じ薄茶の渋刷毛目の表紙を付けること、史料館郷帳と同じく石高記載がなく地名のみを書上げた「尾張国愛智春日井両郡郷帳」「阿波国郷帳」の二冊を含むことなどから、相互の関連が指摘されていた。¹³⁾

今回36 R文書群を改めて調べてみると、まず西部相嘉の著作「薜園雜記」、「七道説」の草稿、清書本がある。次に、西部相嘉の編纂と思われる大和、摂津、尾張、美濃、信濃、越後国の「旧地考」「旧地略考」がある。大和国は草稿のみで、他は草稿、原稿、清書本（各一冊計三冊）が揃っている。相嘉の出所地である尾張国に関しては、「尾張国旧地考材料」、「尾張国旧地考按図」がある。他にも、「勢尾間海説 附海道沿革論」の草稿・原稿、「大日本惣国疑風土記草稿」がある。また、相嘉の孫西部與理刀宛に進呈された細井平洲著「松島紀行」（No 30）の板本（明治三十三年印刷）があることから、本文書群も西部家の旧蔵本であり、明治後半まで同家に伝存していたと思われる。

形態の特徴としては、清書本はすべて渋刷毛目表紙を原表紙として使用し、添紙（遊び紙）一枚があり、美濃版（277mm×198mm）、白地に一重黒枠の題箋（198mm×46mm）に書外題という同一規格で製本されている。これに対し、草稿、原稿本や写本類は半紙・美濃紙・野紙などの数種類の料紙の合冊・製本で、渋刷毛目表紙は改装表紙である。外題も直接表紙に書く打付である。つまり、清書本作成時に、それらの基礎となった参考資料や原本の整理がおこなわれ、

まとめて洗刷毛目表紙が改装表紙として付けられたと想定できる。37 A 文書群はすべて半紙判であるが、それら六十冊も含めて同時期に製本・装丁された蓋然性は高い。

以上の検討から、36 R 文書群（諸国地誌）と 37 A 文書群（諸国郷帳）は西部相嘉の著作及び編纂物を中核とし、そのほか西部家に伝来した書籍を含む文書群であるとの輪郭が見えてきた。次章では、西部相嘉の事績にふれながら、文書群の性格をさらに検討することにした。

二 西部相嘉

1、略歴

西部相嘉は、幼名鎌太郎、通称平太・平十郎・三十郎・伊藤五、文久三年（一八六三）致仕後に介と称した。号は葵園であるが、晩年には白須叟とも号した。『清洲町史』⁽¹⁴⁾では「はるよし」、その他の辞典類では「すけよし」と訓している。寛政七年（一七九五）十一月二十三日、尾張藩士藤井六郎治豊泰の長男として生まれ、文政元年（一八一八）伊藤庄平祐寿の養子となり、同年五月伊藤家を相続した。嘉永四年（一八五二）十二月六日、伊藤姓を西部と改称する。これは祖先の出所が美濃国厚美郡西部村であったことによる。慶応二年（一八六六）十二月三十日没、行年七十二歳であった。墓は名古屋市光名寺（中区白川町）で、『愛知縣金石文集』⁽¹⁵⁾に西部小五郎厚海誌、鈴木謙三・穂積重遠書の墓碑銘をのせる。それには、母は中嶋快阿弥女、妻は市江鯉右衛門の娘で、五子をもうけた。即余、成遠、眞前といひ、二子は早世したとある。⁽¹⁶⁾

相嘉は文政五年（一八二二）、養父の隠居により切米三十俵で小普請組となり、同七年閏八月より十代藩主徳川齊朝⁽¹⁷⁾

の小姓格として近侍した後、同年十一代齋温（あかほ）の小納戸役に転じた。尾張藩では斉朝（一橋治国長男）、齋温（將軍家斉十丸男）、同じく家斉十一男で田安家当主から尾張藩を襲封した斉莊（なりたか）（十二代）、田安家出身の慶臧（よつぐ）（十三代）まで、將軍家・御三卿出身の「押付け養子」が四代続き、江戸に在住することが多かった。特に、齋温は尾張に一度も入国することがなかったという。⁽¹⁹⁾史料館郷帳を書写した文政十年前後、相嘉は齋温の小納戸役を職務としたことからみて、彼が江戸勤務であった可能性は極めて高い。その後、天保元年（一八三〇）六月に書院番役、翌二年大番役に転じて三十郎と通称した。

天保十年三月七日（一説二十日）、齋温が五十八才で死去し、幕府は田安中納言斉莊をもって尾張家を継承させた。

これは江戸家老が前々藩主斉朝の了解を求めず受諾したものであった。相嘉は大番士の身分ながら、支藩高須藩の世子秀之助慶勝（よしちか）をもって襲封させるよう意見書を提出したが、すでに事は決していた。せめて慶勝を斉莊の世嗣とするよう願ったが、これも容れられなかった。そのため、目付の田宮弥太郎を中心に同志団結して金鉄党を結成するにいたり、相嘉もその主唱として活躍する。

嘉永元年（一八四八）には米札が停止されたため、大番組五番に属する相嘉（伊藤三十郎）他、前嶋次左衛門・加藤万之丞・磯貝善左衛門・内藤五郎左衛門の五名が連署して改正を願う。さらに翌年も大番組四十八人が同趣旨の嘆願を提出したが退けられるなど、⁽²⁰⁾中下級藩士たちの不満は次第に高まっていった。

弘化二年（一八四五）七月六日斉莊が死去（享年三十六歳）、田安家から入った慶臧が襲封して十三代藩主となったが、嘉永二年に十四歳で早世する。幕府は当初この死を隠し、家督相続に介入しようとしたが、右のような尾張藩の情勢から、これ以上の「押付け養子」は無理と判断し、六月四日慶勝の襲封を認めるに至った。藩士らは慶勝の早期帰国を願ったが、折りからの財政難のため翌年まで延引された。そのため、六月相嘉らは有志とともに、慶勝の早期入国

を果たす費用として、切米の内百俵を三ヶ年の間上納したい旨を林藤次郎・岡寺孫十郎に願ひ出ている。⁽²¹⁾慶勝の入国は四年三月になつてようやく実現した。その前年二月、相嘉は海防建白書「防禦一卷」を成している。岩下哲典氏の研究によれば、その内容は、西洋砲術への理解を示しながら、その導入を促し、海防整備と軍事教練を行うべきことを説き、具体策として知多半島防衛態勢の整備や異国船渡来時の対応策、農兵の編成と訓練、塩硝工場の設置と塩硝浪費の抑制を建策したものであった。犬山城主成瀬正住は帰国した慶勝にこれを見せ、以後尾張藩の海防施策として積極的に採用されることになつた。⁽²²⁾

こうした活躍もあり、嘉永五年八月二十一日、相嘉は本祿三十俵の他に足高百七十俵という加増をうけ、六年十二月二十二日には清洲代官に任命され、安政五年（一八五八）まで勤務した。同二年八月十六日の改革により、役高のうち足高百二十五俵は過高であつたが、特別に百三十四俵高にて差置かれる優遇をうけた。この間の安政二年（一八五五）には、清洲代官所支配下四十五カ村で大根切干し領外輸出問題が生じ、相嘉は農民を養護して勘定奉行と対立したといふ。⁽²³⁾相嘉と領民との深いつながりを示す事例であらう。⁽²⁴⁾

安政五年（一八五八）、將軍継嗣問題と安政条約勅許問題が生じた。慶勝は一橋派に荷担したため、幕府の譴責をうけ隠居謹慎となり、田宮弥太郎・阿部八助・植松茂岳らも幽閉された。かわつて慶勝の弟茂徳が高須家から入つて五代藩主となつた。清洲代官所管内四十カ村の庄屋六十三名・大代官所管内・北方代官所管内各一名、計六十五名の庄屋が連盟して慶勝の無罪を主張し、彼を国元に迎えようと藩に請願した。⁽²⁵⁾清洲代官であつた相嘉はその首謀者であるとの嫌疑をうけ、数度の尋問を受けている。⁽²⁶⁾十一月二十六日、ひとたび「金奉行並」⁽²⁷⁾に転じたのち普請役となり、万延元年（一八六〇）六月二十四日には、清洲代官中の勤向きがよろしからずとの理由で、相嘉は小林八右衛門とともに「隠居慎」⁽²⁸⁾に処された。

松田門外の変で井伊直弼が倒れた後、文久二年（一八六二）慶勝は処分を解かれ、藩政に復帰する。翌年茂徳は病氣を理由に隠居し、慶勝の子元千代（義宜）が藩主となった。実権が慶勝の手中に戻ると、九月二十七日田宮弥太郎・阿部清兵衛・植松茂岳（庄左衛門）・間嶋萬次郎・深沢新平・尾崎八右衛門・茜部相嘉・尾崎頼曹らは逼塞御免となる（「椋園時事録」七）⁽²⁹⁾。相嘉は再び切米三十俵・清洲代官となり、足高も加えられ百三十俵となった。十一月二十日には三十俵以上の者には世禄高五十俵が増加され、相嘉も増加を受けている。しかし、相嘉は三年五月二十五日隠居を願ひ出て許され、家督は惣領小五郎（厚海）に与えられた。

以上をまとめると、茜部相嘉は輕輩の頃から積極的に政治参加を果たしており、慶勝の襲封後は次第に増加をうけ、尾張藩の幕末政治史において勤王派の中心的役割を担った人物であった。しかも、「防御一卷」に示された軍制面の貢献や、清洲代官時代の民政面での活躍など、幕末期の政情の推移の中にあつて、一知識人である以上に、実践活動の人であつたといえよう。

2、明倫堂教授植松茂岳との交流

茜部相嘉は明倫堂教授鈴木胤に国学を学び、本居宣長に私淑していたという。たとえば、「七道説」総説の冒頭で、その執筆の動機を述べるにあたって、「先師本居氏云、畿外を七道に分ち、又其名を設けられしは何れの御代といふ事詳ならず」と記している。

相嘉と交流深い人物の第一は、彼より二歳年長の植松茂岳⁽³⁰⁾である。茂岳は寛政五年（一七九三）小林和六常倫の次男として生まれたが、植松有信の養子となり、紀伊の本居大平に国学を学んだ。帰郷後に植松家を相続したが、藩への出仕は遅れ、大番組大原寅三郎引受浪人として過ごしていた。天保五年（一八三四）に鈴木胤を中心に茂岳の明倫

堂出仕願いが出され、相嘉もその嘆願書に名を連ねている。翌六年、茂岳は尾張藩士に召し抱えられ、八年明倫堂に出仕して国学を講じた。

茂岳は浪人中の文政十一年（二八二八）、江戸に出て実兄宅に寄宿した。その在府中、伊藤（相嘉の旧姓）宅を頻繁に訪ね、そこで「今昔物語」や「蜻蛉日記」を校合している。史料館郷帳の書写時期（文政十年前後）における相嘉の在府と文化的活動を裏付ける事柄である。

相嘉は大番士になってからは在国したものとみえ、茂岳の蔵本を借用している。内訳は、「神代正語」三冊（嘉永四年九月十三日）、「臙翁記伝書入」一冊（同五年八月十六日）、「紀国神名帳」二冊（安政二年）、「正卜考」（安政五年・伴信友の著作で、卜占に関する考証。天保十五年の序がある）などである。特に、安政元年九月朔日にはアメリカのペリー（ヒリノ）書翰を借用しているが、海外情報を茂岳ルートから得ている。文久二年二月十一日には「栄華物語」一冊、五冊を借用しているが、これは閉門中の貸出である。

嘉永五年二月二十日、藩主慶勝御前での和学輪講が開始された。植松茂岳（庄右衛門）・茜部相嘉（三十郎）・小玉定一・野村八十郎四名が「古事記」を担当した。講義の終わりに相嘉は、尾張藩と和学の関係について、次のように述べたという。

去月廿日、茜部元ハ伊藤ト云リ三十郎和学御講釈之終ニ、和学のおこりと申候ハ水戸西山公にて、既に此君大日本史を始種々御述作等御座有リ、扱吾師ハ尾張の伯父なりと被仰候由、其御伯父君与申候者源敬様之御事ニ而、此君又国史の御志厚、既ニ某々御述作も被為在候御次第、左ニ候得ハ和学中興開基と申候ハ乍畏源敬様ニ御座候、然処、今般未熟下賤之私共御前へ被召出、和学之筋被聞召候段、実ニ難有御事、源敬様御霊も嘸御満足可被遊候と奉存と申上、落涙ニ而拜伏いたし下り候由。

上も志之程深く御感心被遊、跡にての御意三三三郎ハ能ク深くおもひこみたりと見えて、源敬様之御事を申、泣キテ下りタリと見えたりと被仰候由。其趣三十郎承り今ハ死てもよしと被申居候よし〔棕園雜記〕⁽³¹⁾。

相嘉が「和学のおこり」とする水戸の徳川光圀が、実は自分の師が尾張藩初代藩主徳川義直（源敬様）だと語っている次第を告げて、和学中興開基は義直であると位置づけ、軽輩の相嘉が御前講義をおこなうことの名譽を述べたものである。36 R 文書群のなかには、「西山遺事」上中下・三冊を含んでいる。

尾張藩では寛政二年（一七九〇）から文政五年（一八二二）にかけて、永楽屋（植松有信、茂岳の養父）を中心に本居宣長の「古事記伝」を出版している。植松茂岳旧蔵の「古事記伝」の朱書には、「日向国謂建日別トシテ熊曾国云々ヲ省クヘシ云茜部相嘉説ナリコ、ノ分注ノ説イカゞ也」とあるという。相嘉が「古事記」の解釈に精通していたことが知られる。

相嘉自身も安政二年頃に「水内社追継考」の初稿を草している。これは「古事記伝」において疑問を提出するに留まった信濃の水内社について、それが現在の善光寺に包摂されていることを論証したもので、四年三月に成稿した。その後、明治十五年「古事記伝追継考附録」として刊行されたことにみられるように、⁽³²⁾相嘉の著作「古事記伝追継考」の附録として位置づけられるものである。「古事記伝追継考」は上編のみで、下編を完成するにはいたっていないが、相嘉の国学研究の特色の一つには「古事記」研究に力点が置かれていたことを示すものである。

3、茜部相嘉の著作

相嘉の厚海の誌した墓碑銘⁽³³⁾には、「嘗て古事記傳追継考・雅言集等十餘部を著し、茲に至り閑を得、逾述作を事とす」とある。相嘉の初期の代表作が「古事記伝追継考」と「雅言集」であったことを示している。「古事記伝追継

考附録⁽³⁴⁾は、茜部與理刀が「水内神社統考」を永楽屋から明治十五年十二月十一日板行したもので、同年九月岡田高頼の跋文を載せる。巻末には相嘉の著述目録があり、それには「古事記傳追継考・国史神階抄・延喜式物名類聚・尾張氏系図考・薺園雜記・類聚地名抄・和語類聚抄・五畿七道説・古今人名例・槿桔論」を掲げている。このうち、写本等で所在が確認できるのは、次の七点である。

延喜式物名類聚⁽³⁷⁾・槿桔論⁽³⁸⁾・古事記伝追継考附録⁽³⁹⁾・古事記伝補遺⁽⁴⁰⁾・封物御尋且御答之一卷⁽⁴¹⁾・水内神社統考⁽⁴²⁾・和名抄
国郡類字集⁽⁴³⁾

『古典籍総合目録』では「高橋氏文考疑⁽⁴⁴⁾」の所在も確認できる。『雅言集』・『七道説』・『薺園雜記』・『日本紀補遺』の六点は、『国学者伝記集成』に書名のみあり、これまで所在が不明であった。今回新たに、史料館所蔵史料の中に『七道説』・『薺園雜記』の原本の所在が確認されたことになる。

史料館郷帳との関連から、『薺園雜記』についてのみ簡単に記しておく。『薺園雜記』は、半紙本の原本一冊、草稿四冊と、清書本三冊がある。内容は、八十六項目についての故事来歴を記したものである。原稿本(N₄1)は、さまざまな料紙(半紙・野紙・美濃紙)を使用しており、相嘉の下書きを一冊にまとめた印象を得る。朱書き、付箋があり、頭書には「上巻二掲グ」「中巻二掲グ」「下巻廿八二掲グ」「此分ハ用井ス」といった清書本との関連を示す注記がある。一部に、『古事記伝補遺』上編の紙背の使用があり、『薺園雜記』の成立時期を窺うことができる。上のみある草稿本(N₄1-2)一冊は、野紙・半紙を使用している。他に草稿本三冊(N₅1-3)は半紙版で、項目編成に若干の移動がみられるが、清書本にはほぼ近い構成を整えている。随所に「忠泰」の署名をもつ張紙があり、内容に關する疑問を付している。⁽⁴⁵⁾ 忠泰は佐藤弥平次(一七〇〇石・用人・後に明倫堂総裁)で、明治元年六〇歳で没した。六国史の校合なども、この佐藤の家で行われた。⁽⁴⁶⁾ 清書本は、上中下の三冊本(美濃版)である。

「舜園雜記」下巻に収める「陸奥五十四郡僻論」には、別に原稿本がある（No 51）。数時にわたる原稿を一冊にまとめたもので、「文久元年端午翌日試書 無名叟（相嘉花押）」との奥付がみえる。相嘉が安政五年（一八五八）から文久二年（一八六二）まで通塞を命じられていた閑を利用しての執筆と考えられる。内容は、神名帳・民部式・書記（孝徳記）・続日本紀・三代実録・吾妻鏡・太平記・和名抄・陸奥話記・今昔物語・節用集・平家物語などの和古書を引用しながら、陸奥国の五十八郡の郡名を考証し、四十郡が古書所見であり、残る十八郡は新郡であると説く。「本論は或人の説に対し服従し難きによりていさ、か其の考を述たるものなり」といい、「公帳」の郡名は元禄年中に諸国の郷村高帳を召されたときに命じて改正した郡なので、改正以前の郡名を見るために「正徳の某の年諸国より進れる国形の写(47)より書とれる」郡名を列挙している。ここでの「公帳」が元禄郷帳をさすことは文意から明らかであり、相嘉と史料館郷帳の関係を裏付けていよう。

以上をみるに、相嘉は本居流国学を奉じる尾張藩国学者の一人で、独学で地名や和語の考証に従事し、その才能を発揮して多くの著作を残したことが明らかとなった。

4、尾張藩の地誌編纂事業

尾張藩の地誌編纂は、元禄十一年（一六九八）三代藩主綱誠の時に、寺社奉行横井時庸を総奉行として、「尾張風土記」を編纂させたのに始まるが、同事業は綱誠の死去のため中途で頓挫した。歴史編纂では、名古屋城二の丸にある文庫を管理し、図書・記録をつかさどる書物奉行（二百石）を勤めた松平君山が、藩命により延享四年（一七四七）藩士の系図集である「士林沂洄」を、宝暦二年（一七五二）には尾張国最初の官撰地誌である「張州府志」を編纂するなど、同藩の歴史編纂事業は君山を中心に積極的に展開した。⁽⁴⁸⁾

天保三年（一八三二）十一月、藩主斉温の命をうけて「尾張志」の編纂事業が開始された。書物奉行深田正韶が總裁、本居門の中尾義稻と岡田啓が資料収集、植松茂岳が本文執筆にあたり、付図は小田切忠篤が描いた。編集の用掛は用人肥田忠篤、のちに滝川忠貫があたった。天保十四年正月の深田の漢文序と同十五年二月の茂岳の和文序を載せる。ただし、弘化二年（一八四五）に小田切がまだ付図作成のために廻村しているので、上納本の成立時は特定できない。現在献上本は蓬左文庫に所蔵している。天保十二年には「尾張名所図会」が岡田と野口道直によって合撰された。嘉永元年（一八四八）には、地誌編纂のため領内から村絵図を提出させるなど、尾張藩における地誌関連事業は一大文化事業としてその後も綿々と続けられた。幕末期、国学者による地誌編纂の隆盛は、官撰・私撰を問わず尾張藩に限ったことではないが、相嘉が右のような文化的土壌のなかに身を置いていたことは、彼の学問意識の形成に少なからぬ影響を及ぼしたと思われる。

天保十二年、相嘉は植松茂岳の「続日本紀」の校合を市岡彝藏・明倫道学生宮崎喜代三郎・野村八十郎とともに手伝っている。⁽⁴⁹⁾その一方で、同年「楳桔論」を草稿し、翌一三年に成稿した。藩の地誌編纂事業への相嘉の関与は明らかではないが、茂岳に対する私的な協力はあったかもしれない。

これに関連して興味深いのは、嘉永六年三月の「椋園雜記」五の記事である。

去子年閏二月植松庄左衛門、野村八十郎、茜部三十郎より六国史御時節柄二付自分雑用ニ而諸本校合上木いたし度旨奉願置候処、当三月廿二日願之通被仰出候趣、御年寄衆被仰渡候事

植松、野村、茜部の三人が、勤務の余暇をもって六国史を校合出版することが許された。実際には、その直後の嘉永六年十二月、相嘉が清洲代官となったことにより、彼の参加は難しくなった。茂岳は役儀にかかわらず、相嘉が出府の節は校合御用の席へ出られるようにしてほしい旨を願い出ている。後にこれは公務に切り替えられたというが、

思うように進捗せず、二十二年後の明治八年に至って徳川家蔵板という形で「古事記」のみが刊行された。⁽⁵⁰⁾ これをみても、相嘉は六国史の校合へ関与しながらも、明倫堂教授の茂岳とは違い、学問に専念できる勤務状況にはなかつたとわかる。

以上みた西部相嘉の事績から、その一連の地名書抜き作業は、国学者的関心に基づく私的な地名調べにあつたとみるべきであろう。ただし、その背景には尾張藩の地誌編纂事業に対する高い関心と、その歴史に裏付けられた尾張文化の影響を看過することはできない。尾張藩特有の随筆文化の影響は、「薜園雜記」にも見られるところである。岸野俊彦氏の研究によれば、文政から天保期にかけての尾張藩では、中級以上の伝統的家臣団と、豪農商を含めた広範な支持基盤をもつて台頭し始めていた下級藩士層とのイデオロギー闘争が展開していた。⁽⁵¹⁾ 文政・天保期の尾張本居門の中心である鈴木胤・植松茂岳・中尾義稻等といった人物と交流した西部相嘉が、その後者に属していたことは言うまでもない。ただし、相嘉の著した「防禦一卷」は国学者としての限界はあるものの、日本国全体の挙国一致的な海防体制の確立を念頭においていたといわれ⁽⁵²⁾、史料館郷帳における全国の地名調べをみても、その学問的関心は尾張地域学に留まるものではない。その視野の広さにおいて、相嘉の学問は特徴づけられるといえよう。

三 史料館郷帳の基本的性格

まず、史料館郷帳作成の基礎史料として用いられた元禄期郷帳について、必要な事項を確認しておく。元禄九年（二六九六）十一月、五代將軍徳川綱吉は国絵図・郷帳の改訂を発案し、翌十年閏二月四日に諸国の留守居を幕府評定所に召集して国ごとの受持ちを割り当てた。以後十五年まで、およそ六年間におよぶ国絵図・郷帳改訂事業が継続さ

れた。その結果、諸大名から国絵図二枚・郷帳二冊が上納され、一組(国絵図一枚と郷帳一冊)は將軍献上用に紅葉山文庫へ、残る一組は勘定所に納められた。他には、変地帳・国境縁絵図・海際縁絵図の三種類の提出が求められた。⁽⁵⁵⁾ こうしてほとんど国からの上納が完了した時点で、幕府は新たな提出物を要求した。まず、元禄十五年二月に、各城下町から江戸までの道程と一国内の各城下町間の道程とを書上げさせた「道程書付」を若年寄井上正岑と大目付安藤重玄ならびに絵図小屋への提出を命じた。⁽⁵⁴⁾ さらに同年八月には、郷帳に領主名を記載した領分附郷帳を勘定奉行久貝因幡守正方まで提出するよう命じたのである。

つまり、元禄期には右の七種(絵図三件・帳簿四件)が絵図元(担当大名)から幕府への提出物である。そのうち、領分附郷帳については豊後国を事例とした渡部淳氏の研究があるが、その後の郷帳研究のなかで十分に位置づけられていないきらいがある。⁽⁵⁵⁾ 本稿の課題において、郷帳とは別に領分附郷帳が作成・提出された事実は重要であるので、ここでは伊勢国の例を紹介しながら郷帳と領分附郷帳の関係をみることにしたい。⁽⁵⁶⁾

伊勢国では元禄十三年十二月に国絵図・郷帳の提出を終えている。それから二年後の同十五年八月五日、勘定奉行久貝正之のもとに桑名藩主松平越中守定重の留守居島竹之進が呼ばれ、伊勢国郷帳に領主附をして差し出すこと、作成にあたっては絵図組合と相談のうえ記載すること、を申渡され、次の書付を受けている。

何国

何郡

御料

一、高何程

何村

誰知行

一、高何程

何村

右者相給無之村

一、高何程

何村

御料

誰知行

誰与力同心知行

寺院領

何社領

右之通帳面相認可被差出候

一、御領私領寺社領共ニ銘々高不及書分候、并御領御代官之名不及書付候

一、右領主之儀村付請取、郷帳相調候節之通可被相用候

一、枝村等肩書之儀者先達而申渡候郷帳之趣可被書付候、以上

午八月

前半は領分附郷帳の雛形である。後半の三カ条で、各領主の村高書分けと御料代官名は不要とし、領主(名)や枝村等の肩書は先般提出の郷帳同様に記載するよう命じている。これに従って、伊勢国では領分附郷帳の作成に着手したが、まず奥書年月日をどうするかが問題となり、「最前御国絵圖ニ相添被猷候節之帳面奥書年月日ニ可被相認候由」との返答を受けている。また、郷帳提出後に代替り、あるいは領主替えとなった場合の処置については、すでに領主名が変更した地域は献上郷帳の領主支配を踏襲することとされた。いずれも、作成基準を献上郷帳提出の元禄十三年十二月におく方針がとられている。十五年十一月一日、伊勢国の領分附郷帳は久貝のもとへ提出され、同国に

表1、史料館郷帳分類表

	領主名あり	領主名なし
領分附	河内・上野・陸奥・越後・丹波・伯耆・石見・安芸・豊後・日向 (A:10)	(D:0)
郷帳	和泉・遠江・甲斐・信濃・下野・出羽・加賀・能登・丹後・因幡・出雲・隠岐・備中・伊豫・大隅・薩摩・対馬 (B:17)	伊勢・上総・飛騨・備前・周防・長門・淡路・阿波・讃岐・肥前 (E:10)
無表題	山城・摂津・三河・駿河・伊豆・相模・武蔵・近江・若狹・越前・越中・但馬・美作・備後・筑前・筑後・肥後・老岐 (C:18)	伊賀・志摩・尾張・下総・安房・常陸・美濃・佐渡・播磨・紀伊・土佐・豊前 (F:12)
計	45	22

注1：大和国(寛文帳)を除く。

注2：若狹・越前は領主名のある帳簿一冊(No25-1)と領主名のない帳簿一冊(No25-2)があるが、「領主名あり」に数えた。

注3：上野国(No21)は、原表題に「上野国郷帳」、内題に「領分附上野国郷帳」とあるが、「領分附」に数えた。

注4：出羽国(No24-1・2)は「出羽国□□領郷帳」とある。

おける元禄期国絵図関連事業を終えた。以上の過程から、領分附郷帳は献上郷帳を基礎として、献上郷帳提出時点に遡って奥付および領主名が追加記載された帳簿であるとまとめられる。換言すれば、領分附郷帳から領主名を除いた記載内容は献上郷帳と全く一致するということである。

ここで史料館郷帳との関連を述べておく。表1に示したように、史料館郷帳のうち、領主名を付すのは四十五カ国で、全体の六七パーセント(A+B+C)にあたる。これらは「領分附郷帳」を基本史料とするものと位置づけられる。そのうち、原表題に「領分附□□国郷帳」とあるのは、河内以下の十カ国(A)である。原表題に「□□国郷帳」とあるもので、領主名の記載があるB(和泉以下の十七カ国)は、領分附郷帳を基本史料としながら原表題に「郷帳」と略記されたものと理解できる。これは、上野国郷帳(No21)の原表紙に「上野国郷帳」とあるが、内題には「領分附上野国郷帳」とあるところからも裏付けられる。Cも同様に領分附郷帳を基本史料とするのみられる。問題は原表題に「□□国郷帳」とあつて領主名の記載がないE(伊勢国以下の十カ国)である。これらが領分附郷帳を基本史料としながら領主名記載を省略したのか、最初から領主名記載を欠く献上郷帳を基本史料

料としたのかを判断することは難しい。Fも同様に、基本史料を確定するのは困難である。結果的に献上郷帳と領分附郷帳とは村名と奥書を一致させる方針で作成されたので、E・Fの基本史料を厳密化する必要はないのかもしれないが、利用にあたっては両者の性格差を理解しておく必要がある。

渡部氏は史料館郷帳について、「元禄郷帳及領分附郷帳（大和国では寛文帳）を基に、諸地図及諸帳簿を参考資料として作成された」との性格規定をおこなったが、右の検討からみて妥当なものといえる。氏はさらに、そうした領分附を伴う郷帳の提出が勘定所から命じられた点に関して、「従来の、郷帳記載は完全に国郡単位で、村高及村名の羅列である事を前提に、国郡制原理貫徹を結論とする研究にとつては、今後、事によってはその再検討も必要となる重大な問題と考える」と指摘している。この点に関しては、領分附郷帳のフィクション性（日付や領主附が領分附郷帳の提出を命じられた元禄十五年段階を反映しないこと）を考慮しながら、今後の国絵図・郷帳研究において深められてよい課題であるといえよう。

さて、次の問題は史料館郷帳に散見される注記の出典であるが、おおよそ次のような書名を確認できる。

姓氏録・古今物語集・東鑑・神風抄・和名・本国帳（尾張）・三代実録・伊豆国神階帳・伊豆志・風土記（常陸）・常陸国誌・太平記・保元物語・神明帳・神代記・神武記・盛衰記・続紀・義経記・靈異記・風土記（豊後）

文政十年、相嘉は三十二歳であった。部分的な注記は後年のものである可能性はなくてもないが、校合のためにはこれら書物の内容に精通する必要がある。右の書名が「国書和本」や36R文書群中に共通してみられることは、史料館郷帳の校合者を相嘉と比定する傍証となろう。相嘉は本禄三十俵、後に加増を受けても二百俵であり、階層的には下級士族である。その資力でのこうした読書量の意味するところは、当時の文人間での文化交流などを想定する必要がある。ただし、右の書物は当時の出版文化において流通性が認められ、借用、購買の手段の差はあるものの、比較

的入手が可能な書物といえる。また、相嘉が勤めていた小納戸役は、藩主の手許文庫を管理していたので、彼が藩主の蔵書に接していたことも考慮されよう。

こうした書籍史料に加えて、幕府勘定所系の記録からの引用がみられる点は注目される。

武蔵国では錯綜する相給知行の領主名を記載するため、四分冊となっている（No 13-1-4）。そのうち、都筑郡池辺村は「伊子野辺」と朱書注記があり、肩書には墨書で「門奈傳十郎 但同人差出候郷村高帳ニ御朱印ニ如此井子延村と有之ニ付右之通認」とある。比企郡雲河原村の場合は、牧野内匠の知行について「牧野内匠差出候帳面ニハ雲瓦村と認有之」と注記がある。ここでの領主差出帳（郷村高帳）とは、第一章で述べた郷帳2系統のものであり、提出先は勘定所と考えられる。比企郡三経新田には「御代官所郷帳ニ密経新田と有之」とあり、この「代官所郷帳」も代官所からの差出郷帳であろうし、勘定所系の記録といえる。

次に、高麗郡久米村には「右人間郡之内有之候へ共、郷村帳高麗郡ニ有之候間如此記」とあり、同郡宮寺村にも「右人間郡之内有之候へとも、郷村帳高麗郡ニ有之候間如此記」とある。比企郡原川村は「竹沢 郷帳ニハ竹沢村之内原川分」、横見郡南草加村は「郷帳ニハ、南草加町」とある。足立郡御料・六ツ木新田は「但、郷帳ニハ六ツ木村と有之」とある。さらに、「秩父郡八拾式ヶ村」は朱書で「七十三村」と注記があり、「芦ヶ窪村」については、「右村領分附帳ニ無之、郷帳ニ有之」とある。足立郡加茂宮村は、「鵜飼・宮村 当分御預り所・蔭山 上加茂宮村・同断 下加茂宮村・同所新田」と列記したのち、「郷帳ニ右之通上下式ヶ所ニ記有之」とある。また巻末には、

（足立郡） 鵜飼

宮村 当分御預り所

蔭山

右村領分附二無之二付、此所二記置

とある。これらを合わせ考えると、武蔵国郷帳は領分附郷帳を基本史料とし、これにない村名を「郷帳」から補足したことになる。領分附郷帳の村名は元禄郷帳と一致するため、右の「郷帳」が元禄郷帳でないことは明瞭である。

他国の例では、近江国を示そう。これは領主名記載帳で、一部に石高の記載がある。野洲郡志那村（高一七一石七斗六合）の酒井兵部知行について、「但、郷帳ニハ志那吉田ト認め出候、此末ニ吉田村と申村も相見候得共、両村二分り有之二付先此所ニ書記置」とあり、「志那中村 郷村帳ニハ中品中村と如此認め出ス」ともある。旗本知行における村名の異同を「郷村帳」に基づいて記している。「郷帳」は一般に「郷村帳」とも呼ばれるので、両者は単なる表記上の違いで、内容的には同じ場合があるが、これらが郷帳2・3いずれの系統のものかは判断できない。

そこで、郷帳3系統の文書の授受過程を新井白石の事例からみておきたい。正徳元年（一七一二）十二月、白石は武蔵国比企郡越畑奈良梨両村の地を同郡埼玉郡野牛村に替地となり、相模国鎌倉郡植木城廻両村及び同国高座郡上大谷村内の地を増された。その手続きとしては、まず十日、明四つ時に勘定所まで家来を派遣すべき旨の「封御状」が若年寄大久保教寛より届き、十一日、勘定所において増地の「書付」を受取った。十二日、昨日の「書付」を代官小林正容・長谷川安定へ提出し、「請取」を受取った。十七日、浅草御蔵にて増地の年貢・口米ともに二百十四俵五升を収納し、「金方」は後日渡となった。同日、奈良梨村が皆済したので、村名主水垣藤右衛門、組頭平四郎を差添えて、奈良梨村を代官江川英勝に引渡した。二十日、増地を代官小林より受取り、上大谷村名主仁左衛門・年寄九右衛門、植木村名主三郎左衛門・年寄理兵衛が出頭してきた。ただし、城廻村は割合がまだ出来ないのので、追っ

て引渡しとなった。二十一日、越畑村が皆済したので、名主市郎左衛門・組頭伝兵衛を添えて江川英勝に引渡した。二十九日、代官小林の手代石崎由左衛門が来訪し、城廻村の割合が出来ないので、明年引渡しになる旨を告げられ、「畑方金」として高四十七兩貳分・銀七匁八分五厘の内、運賃を差し引いて、四十四兩一分五匁四分三厘と「郷村帳」一冊を受取った。明くる二年正月十三日、代官長谷川安定の手代太田吟右衛門が越畑村と引替えの野牛村の「郷村書付」を持参し、引渡しが済んだ。十九日、小林の手代が加増地の内、城廻村「郷村帳」を持参し、この日をもって知行の引渡しを全て終了した。⁵⁷⁾

以上をまとめると、替地・新地(加増地)ともに、年貢皆済の上で村役人立ち会いのもとに新領主への引渡し(もしくは、蔵入り)となるが、その手続きに勘定所支配下の代官が関与しており、「郷村帳(書付)」の交付も代官によって渡されている。「郷村帳」は本来領主主導のもとに作成され、保管される筋の帳簿であるが、蔵米知行制下では実際には勘定所主導のもとに村方において作成され、領主側に渡された。領主の手元に渡される郷帳とは別に、控の郷帳が勘定所において管理・保管されていた可能性もある。課題を残すが、郷帳³に関しても幕府勘定所が深く関与している過程が明らかとなる。

次に、下野国の場合をみたい。これは領主名記載帳である。白河郡松平大和守知行田町と同横町は、朱書で「白河城 松平越中守 国役帳ニ白川横田町」とある。また、「白川郡 国郷帳ニ無之、国役帳ニ有之村 山崎新田村 遠久新田村 白河横田町村」、「石川郡 国郷帳ニ無之、国役帳ニ有之村 笠石新田村 六十七石九斗六升 松平越中守知行」という朱書もある。ここでは「国郷帳」とは異なる「国役帳」の存在が知られる。他にも、同国松平大学頭知行、陸奥国磐城平内藤備後守知行においても「国役帳」からの注記がある。

国役とは、幕府が一国単位で賦課する課役であり、享保五年(一七二〇)には国役普請令が出されて、統一的に徴

収された。⁽⁵⁸⁾ここでいう「国役帳」が、いかなる帳簿であるかは判然としがたい。一つには、松平氏他の諸大名が国役金徴収のために作成した帳簿という考え方がある。また、藤田覚氏が「幕府は、大名領などごとくに天保郷帳石高を書きつけておき、国役金徴収の基本帳簿として利用し、大名等から国役金が上納されるとそれと照合して処理していることが窺われる」と指摘するように、⁽⁵⁹⁾幕府勘定所における国役金徴収のための帳簿とも考えられる。いずれにしろ、相嘉がいかにしてそうした帳簿を閲覧できたのが問題となる。

横田氏が指摘したように、史料館郷帳には正保国絵図を参考にした注記がある。他にも、「元禄十三年之図」(陸奥国、No.23-2)、「正徳之図」(若狭国、No.25-2)という注記も見られる。国絵図は紅葉山文庫と勘定所に各一部を保管していたが、紅葉山文庫の管理体制からみて相嘉が紅葉山文庫本を見たことは考えにくい。⁽⁶⁰⁾むしろ、領分附郷帳は勘定所のみ保管される文書であり、郷村高帳、代官所郷帳、郷村帳、郷帳、国役帳などの幕府勘定所系の記録を参考史料として用いることを勘案しても、相嘉は勘定所保管文書を閲覧したのではないかと推測される。第二章で明らかにしたごとく、史料館郷帳の編纂者西田相嘉が軽禄で一尾張藩士であり、しかもその編纂目的が個人的な学問的関心による地名書抜きにあつたとなると、当時こうした記録の閲覧がどのような手段によって可能であつたのか、またその社会的な意味が問題となろう。国禁の地図の海外持ち出しが発覚したシーボルト事件が生じるのは文政十一年であることを考えても、この時期の情報流出の社会的問題の一端を示す事例とも捉えられる。文化的サロンを形成して集団的な情報を集積しえた中級以上の藩士層に対して、相嘉のような下級藩士の情報収集活動の事例も、当該期の情報ネットワークの中で考えねばならない問題であろう。

また、史料館郷帳の書写から約五、六年後の天保三年(一八三二)、幕府は郷帳改訂作業を開始する。これは全国の実高の把握を目的としたものであつたが、文政期にはすでに国絵図・郷帳が現用文書として使用に耐えず、その他の

勘定所系記録も非現用化しつつあったことを裏付ける事柄であろう。つまり、勘定所系記録が非現用化していたことが郷帳書写を可能とした一つの要因ではないかと推測するが、勘定所における文書管理のあり方も含めて今後の課題としたい。

おわりに

本稿では、史料館郷帳の基本的性格について、その作成主体は尾張藩士で国学者の西部相嘉であり、編纂の目的は地名調べの基礎史料であったことを明らかにした。以上の歴史事實は、史料学的方法論をとることにより確定されたといえる。これからの歴史研究、特に近世・近代史料を使つての研究は、史料論をふまえた上で歴史事實を組み立てる必要性があらためて強調されよう。その場合の史料論とは、第一に史料群の出所に配慮すること、第二に個別史料を史料群の全体構造の中に位置づけること、としておく。特に、郷帳のみならず、テキストそれぞれ自体が豊富な内容をもつ場合には、出所に関する考察が疎かになりやすい。こうした出所から離れて一人歩きをしているテキストについては、今後同様な検討を必要とするかもしれない。

ところで、本稿での事例は史料の整理や保存のあり方にも大きな反省を与える。以下、列記してみたい。

△出所原則⁽⁶²⁾ V 史料館内で37 A 文書群を「諸国郷帳」と「国書写本」とに主題分類し、それぞれが本来同一出所であるという情報が失われていたら、史料館郷帳と西部相嘉との関係を明らかにすることは困難であり、大きな歴史事實を永遠に失う結果となったことが予想される。近年、主題分類に基づく整理方法から、出所や史料群を発生させた組織体に配慮した整理方法へと史料整理論も新たな段階に到達しつつある。本稿の事例は、同一出所の史料群を主題分類して解体してはならないという原則の有効性を実証的に示したといえよう。

△史料群名称√これまで「諸国郷帳」として紹介、利用されてきた史料群名の変更は、さまざまな面での支障が考えられるため、安易な名称変更は避けたいが、今後は史料群の一部の特徴を冠するような名称は止め、出所原則に基づいた史料群名称を用いる必要がある。それは、△史料取扱いの平等原則√の立場からも、支持される方針であると思われる。仮に、「茜部家文書」という名称を採用した場合、その中に郷帳を含むといった史料情報を即時に得ることはできなくなる。しかし、目録の刊行や各史料群の概要案内を作るなど、多角的な検索手段を充実させることにより、この問題は解決されよう。史料群の名称には、△出所原則√が反映することが望ましい。

△出所情報√図書館等に所蔵する古文書が、史料群を解体され和書として一般図書と同様の扱いを受けている場合、テキストとして重要な内容を持つにも関わらず、出所が失われているために利用が躊躇されるケースがある。そうになると、まさに史料の死蔵である。そこで史料保存機関において史料を受け入れる際には、旧蔵者情報や移管の経緯など、出所に関する情報を記録として、できうる限り残すことが義務づけられる。特に、近年古書業者によって文書の引き抜きの売却が行われ、その過程で多くの出所情報が失われていることに鑑みても、受け入れ記録の作成は古書業者との協力のもとにおこなうことも考慮されてよいだろう。史料館で古書業者から史料を受け入れた際に、茜部家という出所情報が記録として残されていれば、本稿のような作業は全く不要であったし、史料館郷帳の性格についての研究史上の誤解も避けられたものと思われる。「伝来の経過」を残すことの重要性については既に指摘のあるところだが、⁶⁴現況において広く実践されているとはいいがたい。本稿での事例を通して、特に強調しておきたい点である。また、諸般の事情によって分散してしまった史料群については、原秩序に少しでも近づくよう、海外流失史料群の所をも視野にいれながら、史料所在情報の体系的集約化が課題となる。

△原形保存√36 R 文書群（諸国地誌）と37 A 文書群（諸国郷帳）が同一史料保存機関の所蔵となったことは幸いだっ

たが、両者を結び付けるきっかけとなつたのは、史料のモノとしての情報（装丁）である。修復の際、いかに史料の破損が激しくとも、原形を残すことへ原形保存の原則が再確認される。

へ史料整理・保存へ史料整理の目的は、「誰もが自由に」「科学的に」「永続的に」利用できるという三つの原則を満たした保存管理体制を作り出すことにあり、その条件を整えるためには、物理的な保存処置を講じ、目録に基づいて管理し、文書群の出所や構成を明らかにし、それに基づいて科学的な検索手段を作ることが必要になるといふ安藤正人氏の提言は至言である。また、史料保存には、史料を物理的に未来に残すという側面と史料の歴史情報（出所情報・文字情報・モノ情報）を未来に残すという側面がある。前者は物理的整理、後者は分析的整理という作業を不可欠とし、そのどちらを欠いても真の史料保存とはいえないだろう。しかし、近年「史料保存」といった場合、物理的処理（装備や配架など）を施し、史料を永遠に残しさえすれば、史料保存機関の役目は果たされると考える傾向にありはしないか。文書館業務において、史料学の必要性が十分に認識されない理由の一端も、そこにあるように思えてならない。史料保存機関の空調施設の整った書庫内で、桐箱に納められた史料が永続性を保証されたとしても、史料が歴史を語る史料として後世に伝えられ、利用されるのでなければ、史料はただモノとして存在するにすぎない。つまり、アーキビストによる史料の分析的整理を通過することによって、モノとしての史料は価値ある歴史情報として再生され、利用者に対しても正確で安心してできる史料利用の環境を提供することになる。そうした史料保存管理体制を作ることは、アーキビストの重要な役割の一つといえるだろう。本稿での作業は、不十分ながらもそのための努力の一環である。

今何よりも求められているのは、幅広い史料に関する知識を養い、それを活用できるアーキビストの資質である。アーキビストが固有な存在であることを主張できる積極的な意味は、まさにここにある。

【資料】

凡例

- ①、以下では、史料館郷帳の表表紙（上段は改装表紙、下段は原表紙）を図示し、内容や記載上の主な特徴、和古書などの出典注記の一部を摘記した。
- ②、通番号は史料館郷帳の整理（請求）番号。
- ③、通番号に続く「郷一 山城」は、史料館郷帳の小口書きを記している。
- ④、（朱）、朱「」は朱書の注記を表している。
- ⑤、「」は後筆（墨書）を表している。
- ⑥、原史料はすべてほぼ同一の半紙版であるが編集の都合上、便宜的に各冊の寸法を変えて表記している。

1、郷一 山城

山城	郷帳
畿内	壹 山城国
	第一

郡村別領主名書上あり、石高なし（小計書上が若干あり）、朱筆訂正あり

2、郷二 大和

大和	畿内
郷帳 第二	四冊之内
	丁 寛文七年 初瀬
	大和国郷帳
	未 正月吉日 源一郎黒印

郡別石高・領主名・村名書上、巻末領主ごとの郡別領知高書上あり
3、郷三 河内・和泉

河内	畿内
和泉	四冊之内
郷帳 第三	参
	河内 第参
	和泉 第四

内題「領分附河内国郷帳」「和泉国郷村帳」とあり。
領主名・村名書上・朱書訂正あり、石高なし（小計書上が若干あり）、墨書「姓氏録」「古今物語集」
4、郷四 接津

接津	畿内
郷帳 第四	四冊之内
	四 接津国
	第五

領主名・村名書上・朱書訂正あり、石高なし

5、郷五 伊賀・伊勢

東海道
伊賀 十五冊之内
伊勢 第五
郷帳

東海道 壹 式
伊賀 六
伊勢 七

伊賀：郡別村名書上あり、石高なし

伊勢：内題「伊勢国郷帳」、郡別村名書上、枝郷の記載有り

①「無高」の書込あり 石高なし

6、郷六 志摩・尾張

東海道
志摩 十五冊之内
尾張 第六
郷帳

東海道 三四
志摩国
尾張国

志摩：郡別村名書上あり、一ツ書・石高なし

尾張：郡別村名書上あり、一ツ書・石高なし、「東鑑」「神風抄」

「古事記」「和名」「本国帳」枝郷・「無高」の書込あり

7、郷七 三河

東海道
三河 十五冊之内
郷帳 第七

東海道五
三河国

郡別村名・領主名書上あり、一ツ書・石高なし

8、郷八 遠江

東海道
遠江 十五冊之内
郷帳 第八

東海道
遠江国 第拾卷

内題：「遠江国郷帳」郡別町村名・領主名書上あり、一ツ書・石

高なし、「三代実録」による朱書注記あり

9、郷九 駿河

東海道
駿河 十五冊之内
郷帳 第九

諸国邑名志
東海道 七
駿河国 拾式

郡別領主名村名あり、一ツ書・石高なし、上段朱書注記あり

10、郷十 甲斐

東海道 十五冊之内
甲斐
郷帳 第十

東海道第八 甲斐国郷帳
山梨八代都留巨麻

郡別領主名村名あり、一ツ書・石高なし、朱書注記あり
11、郷十一 伊豆

東海道 十五冊之内
伊豆
郷帳 第十一

諸国邑名誌卷 東海道八
伊豆国 十三
凡貳百八拾五邑

郡別領主名村町村新田書上あり、一ツ書・石高なし

「伊豆国神階帳」による朱書注記あり、「伊豆志」による仮名書あり

卷末に朱書で大鳴・利鳴・新鳴・神津嶋・三宅嶋・御藏嶋の嶋廻書上あり

12、郷十二 相模

東海道 十五冊之内
相模
郷帳 第十二

東海道十
相模
第十五

郡別領主名村名あり、一ツ書・石高なし、鎌倉郡一部石高書上あり
13-1、郷十三 武蔵上

東海道 十五冊之内
武蔵 上
郷帳 第十三

武蔵国菅 共三
豊島郡 都筑郡
荏原郡 多磨郡
橋樹郡 新座郡
久良岐郡

豊島郡：領主名町村名あり 荏原・橋樹・久良岐郡：村名のみ
都筑・多磨・新座郡：領主名村名・枝郷記載あり

都筑郡の墨書注記

※池辺村(伊子野辺)「門奈傳十郎 但同人差出候郷村高帳ニ御朱

印ニ如此井子延村と有之ニ付右之通認」とあり。

※二又川村枝郷三経新田「御代官所郷帳ニ密経新田と有之」

13-2 郷十四 武蔵中ノ一

郷帳 第十四	東海道 十五冊之内 武蔵 中ノ一 四冊之内	武蔵国 式 共三 入間 大里 高麗 比企 秩父 横見 男衾 足立
-----------	--------------------------------	--

村名のみ、一部領主名あり、枝郷記載あり

※(高麗郡) 久米村「右入間郡之内有之候へ共、郷村帳高麗郡二有之候間如此記」

官寺村「右入間郡之内有之候へとも、郷村帳高麗郡二有之候間如此記」

※秩父郡八拾貳ヶ村

七十三村

芦ヶ窪村

右村領分附帳ニ無之、郷帳ニ有之

※(比企郡)

〔竹沢〕

笠原村
〔竹沢〕 郷帳ニハ竹沢村之内原川分

〔中略〕

〔牧野内匠知行〕

尾張藩士西部相嘉と「諸国郷帳」の成立(福田)

雲河原村

※(足立郡)

○南草加村

〔郷帳ニハ、南草加町〕

13-3 郷十五 武蔵中ノ二

郷帳 第十五	東海道 十五冊之内 武蔵 中ノ二 四冊之内	共三 武蔵国郷帳式 入間郡 高麗―秩父―男衾― 大里―比企―横見―足立―
-----------	--------------------------------	---

郡別領主名村名あり、一ツ書・石高なし

13-2の領主名を詳細に書上たもの、注記は朱書になっている。

※(比企郡)

大嶋彦太郎知行

同 原川村

〔郷村帳ニハ竹沢村之内

原川分ト有之〕

※(足立郡)

御料六ツ木新田

※(足立郡)

○加茂宮村

鶴飼 鴨

宮村 当分御預り所

蔭山

上加茂宮村

同断

下加茂宮村

同所新田

〔郷帳二右之通上下式ヶ所ニ記有之〕

※ (足立郡)

鷓鴣

宮村

当分御預り所

蔭山

足立郡

沖ノ上村

右村領分附ニ無之三付、此所ニ記置

右同断

同 市宿

右同断

右同断

同 上沼新田

右同断

13-4、郷十六 武蔵下

東海道
十五冊之内
武蔵 下 四冊之内
郷帳 第十六

東海道
武蔵国
葛飾 埼玉 幡羅 榛澤
那賀 児玉 賀美
共三
三

郡別領主名町村名あり、一ツ書・石高なし 「新田」朱注あり・枝郷注記あり

14、郷十七 安房・上総

東海道
安房 十五冊之内
上総
郷帳 第十七

東海道
安房国
上総国

安房国：郡別村名あり (二段組) 一ツ書・石高なし
上総国：内題「上総国郷帳」 郡別村名あり (二段組) 枝郷注記あり 一ツ書・石高なし

15、郷十八 下総

郷帳	第十八	東海道 十五冊之内
----	-----	--------------

郷帳	第十九	東海道 下総 葛飾 猿嶋 結城 豊田 岡田 相馬 千葉 印幡 殖生 香取 匝瑳 海上
----	-----	--

郡別村名あり、領主名・一ツ書・石高なし 枝郷・「無高」注記あり
郷十九 常陸

郷帳	第十九	東海道 十五冊之内
----	-----	--------------

郷帳	千六百七拾七ヶ村	東海道 常陸国
----	----------	------------

郡別村名あり(二段組、郡の最初の二丁目には一ツ書・石高・村名あり、二丁目以降はいずれもなし、領主名の記載はなし) 注記
「風土記」「常陸国誌」 新田・枝郷注記あり

17、郷二十 近江

郷帳	第廿	東山道 近江 十三冊之内
----	----	-----------------

郷帳	廿卷	東山道 近江国
----	----	------------

郡別領主名村名あり、一ツ書なし、一部に石高あり 注記「天守記」
枝郷注記あり
※(栗太郎)
一、高百七拾壹石七斗六合 志那村

高百九拾貳石四斗壹升九合壹勺七才 酒井兵部知行
但、郷帳ニハ志那吉田村ト認メ出ス、此末ニ吉田村と申村
も相見候得共、両村ニ分り有之ニ付先此所ニ高記置
志那中村
郷村帳ニハ中品中村と如此認メ出ス
高三百四拾四石四斗八升九合 諏訪郡帯刀知行

18、郷廿一 美濃

美濃 東山道 十三冊之内 郷帳 第廿一	東山道 美濃国
------------------------------	------------

郡別村名あり(二段組)、一ツ書・石高・領主名なし

注記出典「保元物語」「東鑑」「神明名帳」「今昔物語集」「元和帳」

「元和高帳」「神代記」「三代実録」「郡村記」「太平記」「神武記」

枝郷・新田注記あり 「一庄」の注記あり

※(武儀郡)

△生櫛村「元和高帳作伊串村 上猪串下猪串、当村ハ一ヶ村」

猪串イ

19、郷廿二 飛騨

飛騨 東山道 十三冊之内 郷帳 第廿二	東山道 飛騨国 廿三
------------------------------	---------------

内題：「飛騨国郷帳」 郡別町村名あり、一ツ書・石高・領主名なし

20、郷廿三 信濃

信濃 東山道 十三冊之内 郷帳 第廿三	東山道 信濃国 廿四
------------------------------	---------------

内題：「信濃国郷帳」 郡別領主名村名あり、一ツ書・石高なし

新田・枝郷注記あり

注記出典「三代実録」「盛衰記」

21、郷廿四 上野

上野 東山道 十三冊之内 郷帳 第廿四	東山道五 上野国郷帳
------------------------------	---------------

内題：「領分附上野国郷帳」 郡別領主名村名あり 石高なし

※(下朱六十三村入る)

※(多胡郡卷末)

多胡郡武拾七ヶ村

塩平村 鹿嶋村 岡本村 (十二ヶ村略)

右拾五村以図補之、但岡本・間荷鉢両村日野上下村別名也

☆卷末に「御蔵納並諸給人いろは分」

22、郷廿五 下野

東山道 下野 十三冊之内 郷帳 第廿五	東山道 下野国 第廿六
---------------------------	-------------------

内題：「下野国郷帳」 郡別領主名村名あり、一ツ書・石高なし
 新田・枝郷注記あり
 23-1、郷廿六 陸奥甲

東山道 十三冊之内 陸奥 甲五冊之内 郷帳 第廿六	陸奥国 壹 △白河郡 △安達郡 石川郡 △安積郡 △岩瀬郡 津軽郡 田村郡
------------------------------------	---

郡別領主名町村名あり、一ツ書・石高なし 枝郷・新田注記あり
 ※朱「白河城 松平越中守 国役帳ニ白川横田町」
 白河郡 松平大和守知行 田町

右同人知行 横町
 ※朱「白川郡 国郷帳ニ無之、国役帳ニ有之村 山崎新田村 達久
 新田村 白河横田町村」

※朱「石川郡 国郷帳ニ無之、国役帳ニ有之村 笠石新田村 六十

尾張藩土西部相嘉と「諸国郷帳」の成立(福田)

七石九斗六升 松平越中守知行

※(田村郡) 三條目村 朱「三城目村」
 御料 朱「松平大学頭知行」 朱「信濃守国役帳」
 秋田信濃守知行 朱「秋田信濃守知行」 朱「三町目村」
 御料
 朱「松平大学頭知行」 守山村

※ 朱「国役帳」
 朱「三春町 千三百三十七石壹斗壹升五合九勺」
 内題：「陸奥国津軽領郷帳 七冊之内」 郡別村名あり、一ツ書・石高・領主名なし

卷末：「右之外道中記ニ有之分 大濱 平館 三馬屋(以下省略)」
 23-2、郷廿七 陸奥乙

東山道 十三冊之内 郷帳 第廿七	東山道 陸奥国 貳 福島領 △会津郡 △信夫郡 津△大沼郡 △伊達郡 △耶麻郡 △河沼郡
------------------------	--

内題：「陸奥国会津領郷帳」 郡別領主名町村名あり、一ツ書・石高なし 枝村注記有り
 内題：「陸奥国福島領郷帳」 郡別村名あり、一ツ書・石高なし

※陸奥国 信夫郡 朱「元禄十三年之図」

朱「板倉甲斐守知行」

朱「福嶋領」郷野目村

朱「ヶ」 鳥谷野村

出典注記：「東鑑」

23-3、郷廿八 陸奥丙

東山道 十三冊之内	陸奥国 三	中村 棚倉
郷帳 第廿八	陸奥 丙五冊之内	菊多 榎葉
	磐前	白川 標葉
	磐城	行方
		宇多

内題：「領分附陸奥国菊多…字多郡郷帳 四冊之内」
郡別一ツ書領主名村名あり、石高なし、枝郷・新田注記あり

※陸奥国 菊多郡

一 関田村

「国郷帳二井上河内守知行」

「松山寺領」

「内藤備後守国役帳二磐城磐前菊多榎葉四郡之内、九万貳千六百貳拾貳石五斗六合卜記メ村々知行高不分并領分之内寺社御朱

印地除地共二、百八拾七ヶ所千貳百八拾石三斗七升七合卜記メ卷村之寺社領高不分、依之備後守領分村寺社領村共国郷帳二候通相記ス」

磐前郡・榎葉郡にも同文あり

※「元禄十五年国郷帳高百十八石六斗」

一、高貳百五十五石壹斗七升三合 中塚村

貳百三十六石九斗三升貳合 同同人同所

拾八石七斗四升壹合 同同人同所新田

中塚村枝郷

館野岡村

23-4、郷廿九日 陸奥丁

東山道 十三冊之内	陸奥国 四 仙台領貳拾壹郡
郷帳 第廿九	陸奥 丁五冊之内
	刈田 宮城 栗原 磐井
	柴田 (中略)
	氣仙

郡別一ツ書町村名書上(石高領主名なし) 濱・浦名あり
注記出典：「陸奥記」

23-5、郷三十 陸奥戊

郷帳 第三十	東山道 十三冊之内 陸奥 戊五冊之内
岩手 二戸	陸奥国 五 南部領拾部 和賀 鹿角 三戸 稗貫 閉伊 北 紫浪 九戸

内題：「領分附陸奥国和賀・閉伊：鹿角・北郡郷帳」

郡別一ツ書村名領主名あり 石高なし

※ 陸奥国

南部領

和賀郡

一、 「元禄十二卯年国郷帳高千百五十五石壹斗二升八合」

一、 南鬼柳村 南部修理太夫知行

南部修理太夫知行

一、 「元禄十二卯年国郷帳高千九百九十八石貳斗壹升三合」

岩崎村

南部修理太夫知行

一、 「同高四百九十三石七斗九升貳合」

次々孫村

同人知行

同高

一、 山口村

尾張藩士菅部相嘉と「諸国郷帳」の成立(福田)

同人知行

(中略)

村崎野村

一、 「国郷帳二南部主税知行

右主税者南部家之弟分知

有之当然此跡難知」

朱「無所務太田村」

藤沢村 朱「ナシ」

一、 「郷帳二南部主計知行

右主計者南部家之弟分知

有之当然此跡者難知」

朱「無所務越中畑村」

引用出典：「統紀」

24-1、郷三十一 出羽上

郷帳 第三十一	東山道 十三冊之内 出羽 上二冊之内
---------	--------------------------

庄内領	式冊之内上 山形領 出羽国
-----	---------------------

内題：「領分附出羽国山形領郷帳」 郡別領主名村名あり、一ツ書

なし

※一部高記載あり

内題：「出羽国庄内領郷帳」 郡別領主名村名あり、一ツ書・石

高なし

注記出典：「義経記」

24-1、郷三十二 出羽下

東山道
十三冊之内
出羽 下二冊之内
郷帳 第三十二

式冊之内下
秋田領
出羽国米津領
新庄領

内題：「出羽国秋田領郷帳」 郡別領主名村名あり、一ツ書・石高なし 朱書注あり 新田・枝郷注記あり

内題：「出羽国米沢領郷帳」 右同

内題：「出羽国新庄領郷帳」 右同

25-1、郷三十三 若狭 越前上

北陸道
若狭 八冊之内
越前 上二冊之内
郷帳 第三十三

北陸道 壹式
若狭国
越前国

郡別町村浦名あり（一部は二段組）、一ツ書・石高・領主名なし

25-2、郷三十四 若狭・越前下

北陸道
八冊之内
若狭 下二冊之内
越前
郷帳 第三十四

北陸国
若狭
越前

郡別領主名村名あり、一ツ書・石高・領主名なし

※小濱「凡市中之街衢縦横四十一町戸千二百三十七軒、此間數三千六百五十間、是慶長十二年五月十六日之所定也、又寛永十年之所定戸千六百五十六軒、又十六年定之時為千七百廿五軒、又寛文六年之所定千八百一十一軒口男女八千五百十四人也云々、戸二千二百九十五軒口男女二万九千九十四人、是元禄六年所定也、僧徒之員數除之」 朱「若狭郡志所載庄号」

注記出典：「志」、「正徳ノ図」、「寛文六年定所」

朱書「一庄」名あり 枝郷・新田注記あり

26、郷三十五 加賀・能登

加賀	北陸道
能登	八冊之内
郷帳	第三十五

北陸道	
加賀	卅壹
能登	卅貳

内題：「加賀国郷帳」「能登国郷帳」 郡別領主名村名あり、一ツ書なし 枝郷・新田注記あり 注記出典：「三代実録」「靈異記」
27-1、郷三十六 越中上

北陸道	
越中	上二冊之内
郷帳	第三十六

北陸道	
越中国村名帳	

郡別村名あり(二段組)、一ツ書・石高・領主名なし

27-2、郷三十七 越中下

北陸道	
越中	下二冊之内
郷帳	第三十七

北陸道	
越中	

郡別領主名村名あり、一ツ書・石高・領主名なし 枝郷注記あり
28-1、郷三十八 越後上

北陸道	
越後	上二冊之内
郷帳	第三十八

北陸道	
越後	上
式冊之内	

内題：「領分附越後国長岡領郷帳」 郡別領主名村名あり(二段組)、一ツ書・石高なし 注記出典：「義経記」

※刈羽郡村名書上(二段組)：朱書「右魚沼郡図ヲ以補之」

※古志郡村名書上(二段組)あり

28-1、2、郷三十九 越後下

北陸道 八冊之内
越後 下式冊之内 郷帳 第三十九

北陸道 越後国 下 式冊之内

郡別村名領主名あり、一ツ書・石高なし、枝郷注記あり
注記出典：「今昔物語集」
29、郷四十 佐渡

北陸道 八冊之内
佐渡 郷帳 第四十

北陸道 六七
佐渡 郷帳 第卅五

郡別村名書上(二段組)、一ツ書・石高・領主名なし
30、郷四十一 丹波・丹後

丹波 山陰道 四冊之内
丹後 郷帳 第四十一

山陰道 丹波国 卅六
丹後国 卅七

内題：「領分附丹波国郷帳」「丹後国郷帳」 郡別領主名村名あり、

一ツ書・石高なし
31、郷帳四十二 但馬・因幡

但馬 山陰道 四冊之内
因幡 郷帳 第四十二

山陰道 第三第四
但馬 卅八
因幡 卅九

内題：「因幡国郷帳」郡別領主名村名あり、一ツ書・石高なし
32、郷四十三 伯耆・出雲

伯耆 山陰道 四冊之内
出雲 郷帳 第四十三

山陰道 伯耆 四十
出雲 四十一

内題：「領分帳^{郡名}伯耆国郷帳」「出雲国郷帳」 郡別領主名村名あり、
一ツ書・石高なし
注記出典：「風土記」

33、郷四十四 石見・隠岐

石見	山陰道
隠岐	四冊之内
郷帳	第四十四

山陰道	第七第八
石見国	四十二
隠岐国	四十三

内題：「領分附石見国郷帳」「隠岐国郷帳」 郡別領主名村名あり、一ツ書・石高なし 朱書注あり

34、郷四十五 播磨

播磨	山陽道
郷帳	四冊之内
	第四十五

諸国村名志	卷卅四
山陽道	老
播磨国	第四十四
	千有八百箇郷

郡別村名あり(二段組)、一ツ書・石高・領主名なし 枝郷注記あり

35、郷四十六 美作

美作	山陽道
郷帳	四冊之内
	第四十六

美作国	山陽道
郷帳	第四十五

尾張藩土蕃部相嘉と「諸国郷帳」の成立(福田)

郡別領主名村名あり、一ツ書・石高なし 出典注記：「三代実録」
【盛衰記】

36、郷四十七 備前・備中

備前	山陽道
備中	四冊之内
郷帳	第四十七

山陽道	備前国
	第四十六
	備中国
	第四十七

内題：「備前国郷帳」 郡別村名あり、一ツ書・石高・領主名なし

内題：「備中国郷帳」 郡別村名領主名あり、一ツ書・石高なし

阿賀郡：二段組村名書上と領主名村名書上あり 朱書注記あり

37、郷四十八 備後・安芸・周防・長門

備後	長門
安芸	山陽道
周防	四冊之内
郷帳	第四十八

備後	長門
安芸	周防
	自四十八至五十巻

内題：備後国内題なし、郡別村名領主名あり、一ツ書・石高なし 朱書注記あり

内題：「領分附安芸国郷帳」 郡別村名領主名あり、石高なし

内題：「周防国郷帳」 郡別村名あり、一ツ書・石高・領主名なし

枝郷注記あり

内題：「長門国郷帳」 郡別村名あり、一ツ書・領主名なし 枝郷注記あり

38、郷四十九 紀伊

紀伊	四冊之内
郷帳	第四十九

紀伊国	第五十
郷帳	第五十

39、郷五十 淡路・阿波
郡別村名あり、一ツ書・石高・領主名なし 枝郷注記あり

淡路	四冊之内
阿波	四冊之内
郷帳	第五十

淡路	五十三
阿波	五十四
郷帳	五十四

内題：「淡路国郷帳」「阿波国郷帳」 郡別町村浦名あり、一ツ書・石高・領主名なし
40、郷五十一 讃岐・伊豫

伊豫	四冊之内
讃岐	四冊之内
郷帳	第五十一

伊豫国	五十六
讃岐国	五十五
郷帳	五十五

内題：「伊豫国郷帳」 郡別領主名村名あり、一ツ書・石高なし 枝郷注記あり

41、郷五十二 土佐

土佐	四冊之内
郷帳	第五十二

土佐国	五十七
郷帳	千七拾六ヶ村

内題：「讃岐国郷帳」 郡別村名あり、一ツ書・石高・領主名なし 枝郷注記あり 一部石高記載あり
42、郷五十三 筑前

筑前	七冊之内
郷帳	第五十三

筑前国	第五十八
郷帳	第五十八

郡別領主名村名あり(二段組)、一ツ書・石高なし 枝郷注記有り

43、郷五十四 筑後

筑後 七冊之内 郷帳 第五十四	西海道
	筑後国郷帳

44、郷五十五 豊前
郡別領主名村名あり、一ツ書・石高なし

豊前 七冊之内 郷帳 第五十五	西海道
	豊前国郷帳

45、郷五十六 豊後
郡別村名あり、一ツ書・石高・領主名なし

豊後 七冊之内 郷帳 第五十六	西海道
	豊後国

注記出典：「風土記」
46、郷五十七 肥前

肥前 七冊之内 郷帳 第五十七	西海道
	諸国邑名志 第四十四 西海道五 肥前国 六十式 凡千四百拾八郷

内題：「肥前国郷帳」 郡別村名あり(二段組)、一ツ書・石高・領主名なし

巻末：高来郡之内村名書上 「右以地図補之」
47、郷五十八 肥後

肥後 七冊之内 郷帳 第五十八	西海道
	肥後 西海道 第六十三

郡別領主名村名あり、一ツ書・石高なし 枝郷注記あり

内題：「領分附豊後国郷帳」 郡別領主名村名あり、一ツ書・石高なし 枝郷注記あり
海部郡：郡別領主名村名書上と村名のみ書上あり

48、郷五十九 日向・大隅・薩摩・沓岐・対馬

日向	沓岐
大隅	対馬
薩摩	七冊之内
郷帳	第五十九終

西海道	自七	自六十四至六十八
日向	凡三百九	凡二百
大隅	凡十八ヶ村	凡三十ヶ村
薩摩	二百五十八ヶ村	
沓岐	対馬	
五十ヶ村	百武十四ヶ村	

内題：「領分附日向国郷帳」「大隅国郷帳」「薩摩国郷帳」「対馬国郷帳」 郡別領主名村名あり(二段組)、各国ごと二丁目は一ツ書・石高書上あり

(1) 文書群の階層構造を示す理論的モデルでは、次の五段階の階層が考えられている。グループ(共通の出所による文書群の最大の単位)、サブグループ(文書の組織・機構を類別する単位)、シリーズ(機能により類別する単位)、サブシリーズ(形態・タイプ・内容などによる副次的分割単位)、ユニット(物理的に分割不可能な最少単位)の五レベルである(詳細は、安藤正人「史料の整理と検索手段の作成」『史料の整理と管理』岩波書店、一九八八年、七九頁参照)。

(2) 国絵図・郷帳の研究史については、渡部淳「元禄郷帳徴収について」(『海南史学』24、一九八六年)に詳しい整理がある。他に、杉本史子「国絵図」(岩波講座「日本通史」12、近世2、一九九四年)にも参考文献がまとめられている。史料館郷帳に関するものでは、第一章での引用論文の他に、大野瑞男「国絵図・郷帳の国郡石高」(『白山史学』23、一九八七年)がある。

(3) 古文書学が文書一点ごとの様式論・機能論であるのに対し、史料学は史料を一つの群(「史料群」IIまともり)ごとに捉え、当該史料の内的階層秩序を説明するという点において方法的差異がある。

(4) 構造分析というと、数千点以上の史料群を対象として、その史料群の母体となった機関・団体・家・個人について

の機能の柱を再構成するといった難しい作業と思われがちである。その意味では、本稿での分析はサブシリーズ・レベルに留まるもので、構造分析というにはあまりにも単純である。ただし、その作業の過程では常に当該史料群がいかなるレベルを構成するのかといった構造分析を伴っており、本文書群がサブシリーズ・レベルまでしか構成できないのは、その結果でしかない。つまり、小規模な史料群の整理といえども、階層構造の理解を必要とするのである。

(5) 史料学・史料管理学に関する論文・研究書等については、山田哲好「史料管理学に関する文献情報の収集とデータベース作成についての基礎的研究」の研究成果報告書(一九九三年)にまとめられている。

(6) 郷帳と目録計六十冊には、すべて薄茶色の渋刷毛目表紙を付けるが、目録のそれは原表紙であり、それ以外の郷帳は改装表紙(後表紙)である。五十九冊の原表紙にかなり汚損(埃による黒ずみ)があるのは、郷帳の作成から改装にいたるまでの時間的隔たりが長期にわたることを示しているよう。なお、両目録を通して「義稲」「寺山」「津野」といった朱書や墨書の書き入れがあるが、詳細は不明である。後考をまちたい。

(7) 丑本幸男「上野国寛文郷帳諸写本の検討」(『史料館研究紀要』23、一九九二年)では、上野国郷帳が寛文八年に再提出される原因を明暦大火による焼失に求め、郷帳作成上

- の問題点を指摘したが、寛文期の郷帳作成過程とその意義については今後の課題としている。大和国郷帳も寛文期郷帳研究の中で位置づける必要があるが、後日に期したい。
- (8) 藤井讓治「郷帳・覚書」(平凡社地方資料センター「歴史地名通信」創刊号、一九八四年)。
- (9) 横田冬彦「元禄郷帳と国絵図―丹波国を中心として―」(『文化学年報』4、一九八五年)。
- (10) 渡部淳「元禄郷帳徴収について」(『海南史学』24、一九八六年)。
- (11) 「三木の屋詠草抜萃」(No.10)。「大和魂」(No.10)。
いずれも半紙判の料紙を使用した略綴である。後者は、明治四三年八月に西部頼敏が幕末勤王家の和歌を編集したものである。
- (12) 「書博士所傳 年中行事頭書」(No.11)は洪刷毛目表紙が付けることから、改装表紙が付けられた時期は注11の二冊に至るまでの間(明治二四年―同四三年)と推定できらる。
- (13) 渡辺浩一氏のご教示による。
- (14) おもに「名古屋市史人物編」、太田正弘編輯「尾張著述家綜覧」(一九八四年)、「国書人名辞典」第一巻。また伊藤正甫「金鉄党伊藤五について」(『郷土文化』40―2)がある(岩下哲典氏のご教示による)。
- (15) 文久二年の「桂園一枝拾遺書抜」の奥書には「西部白須叟」とある。
- (16) 蟹江和子氏のご教示によれば「すけよし」が正しいとのことである。
- (17) 愛知縣教育会編「愛知縣金石文集」(上)、一九四二年。蟹江和子氏のご教示による。
- (18) 相嘉の嫡子は厚海、次男余三、孫は興理刀が知られる。西部頼敏との関係は現時点では不明である。幕末維新期の西部家については、嘉永年中の名客帳「尾州御家中附」には、「一、三十俵 西新町辻ヶ番向角より北へ三軒、東かわ、西部伊藤五」とある。「尾参士族名簿」(愛知県公文書館、X70-114)には、「一 大区五小区西新町一丁目十四番地居住、元名古屋縣士族 実父西部介亡長男、通称小五郎事、永世禄十七石五斗士族西部厚海(印) 文久三年亥五月廿八日 乙亥二月四十三年三ヶ月 家督相続」とある。明治元年の「仮名分名寄」三には、「同伊藤五 貳百俵(内五拾俵八) 西陣町辻番上へ三軒、西部小五郎は二百俵とある。
- (19) 「尾藩世記十」(名古屋叢書三編・第二巻、四四七頁)。
- (20) 「名古屋市史」政治編Ⅱ、「植松茂岳」二、二五二頁。
- (21) 蓬左文庫「嘉永二年雜記録」(二七―四三)には、六月大番組伊藤三十郎より林藤次郎・奥寺孫十郎にあてた書付の写を載せる。朱書で「右者各自ヨリ上書致候□、姓名悉皆ハ不相分候也」とあり、相嘉以外にも同様の願い出があっ

たものと思われる。同文庫の「雑記録」(天保期から明治四年まで)には、茜部相嘉関連の記録の写しが散見される。たとえば、「天保年中雑記録」(二七—四〇)には「茜部伊藤五至密録ノ内抜萃」、「安二年雑記録」(二七—四八)には紙背に「嘉永二年閏四月欽公御他界ノ際藩士上書、老公御相統順公御他界 伊藤三十郎扣」とあり、「文久二年雑記坤」には朱書で「伊藤五筆記抜萃」とある。「四月廿五日御城江竹腰兵部少輔殿御呼出久世大和守殿被渡候御書付写」を筆録している。なかには相嘉の自筆ではないかと思われる文書も綴られており、「雑記録」の編纂過程を知るうえで留意されてよい。

(22) 岩下哲典「幕末名古屋藩の海防と藩主慶勝—藩主の主導による海防整備の実態—」(青山学院大学文学部紀要 33、一九九一年、一〇四頁)、同「改革指導者の思想的背景—徳川慶勝の書齋、直筆「目録」の分析—」(季刊日本思想史) 43、特集幕末改革の思想、一九九四年)。

(23) 「清洲町史」一九六九年、二六九頁。

(24) 清洲代官時代に関する史料としては、「地方品目」の写本、「海東・春日井・中島三郡内 元清洲代官所轄地地理誌」がある。特に、「尾張村名類字部類付丹波郡内人口数」は、内題には「清洲旧支配所丹波郡内村名境内戸数・戸口数」とある。紙背文書には、寅年(安政元)と卯年(同二)の二年間の諸願書の下書を用いており、宛所は「茜部伊藤

五(吾)様御陣屋」とある。

(25) 「清洲町史」、二七〇頁。

(26) 「封物御尋且御答之一卷」(名古屋市鶴舞中央図書館所蔵、市一・一三四)。

(27) ただし「椋園安政録」(同右所蔵、市八・一〇三)には、「金奉行」とある。

(28) 「椋園安政録」、「勤王家履歴」。

(29) 鶴舞中央図書館所蔵(市八・一〇五)

(30) 以下特に断らない限り、植松茂岳に関する記事は、植松茂「植松茂岳」全三巻による。

(31) 鶴舞中央図書館蔵(市八・一〇四)

(32) 植松茂彦編「鈴門遺草」(中日出版社、一九八四年)には、同氏所蔵の「水内神社追継考」一冊と植松茂氏蔵「古事記伝補遺」上編一冊が翻刻・紹介されている。

(33) 註17と同じ。

(34) 鶴舞中央図書館所蔵一冊(四三三わ・三一)。一丁目「市立名古屋図書館蔵書印」(朱角印)、「名古屋図書館蔵書印」(朱角印)、「寄贈」(楢岡朱印)、巻末に「大正十二年三月一日・市立名古屋図書館」(楢岡朱印)がある。

(35) 同書の奥付には、「明治十五年十二月十一日御届 愛知縣土族茜部興理刀 愛知縣名古屋区西新町十六番地」とある。

(36) 同じく、「発弘所 尾張国名古屋本町通八丁目 永楽屋

東四郎」とある。

- (37) 山科元幹との共著。大阪府立中の島図書館蔵、写本二冊
 (国書総目録一)
- (38) 天保十二年作、東北大学狩野文庫に写本一冊、お茶の水
 図書館竹柏園文庫に自筆本一冊を所蔵。(国書総目録二)
- (39) 無窮会東洋文化研究所専門図書館神智文庫一巻、明治一
 五年刊。(国書総目録三)
- (40) 名古屋市鶴舞図書館蔵一冊・市七七一七(国書総目録
 三)。外題・内題ともに「古事記補遺」とあるが、目次には「古事記伝補遺上編目録」とある。「古事記補遺」は「古事記伝補遺」が書名を誤って刊行されたものである。版心に「名古屋市史資料」とある料紙を用い、墨付五十四丁である。内表紙に「市立名古屋図書館蔵書印」(朱角印)巻末に「大正十一年六月十日・市立名古屋図書館」がある。本奥書には「右一冊西部与里刀氏本ヲ借りて筆写ス、下編ハ末タ全ク草ヲ起サ、リシモノナリトイフ、然レ共同氏所蔵古事記伝ニハ各異説ヲ蒐メテ書入タレハ若下編ヲ輯メントセハ資料ハ存スルモノナルヲ聞ケリ 明治四十五年四月二十日 植松安」とある。書写奥書には朱書で「本書者市内東区横代官町植松安氏所蔵ノ写本ニ依ツテ謄写一校ヲ了ス、大正元年九月式拾弍日 市史編纂係島崎末平校合」とある。
- (41) 同右所蔵写本一冊(「国書総目録」七)。表紙に「市史傳第471号」の張紙。版心に「名古屋市史資料」とある料紙を用い、墨付二十九丁。一丁目に「市立名古屋図書館蔵書印」(朱角印)、巻末に「大正十一年六月十日・市立名古屋図書館」の楕円朱印がある。書写奥書には朱筆で「此西部氏記録借写成一校畢」とある。
- (42) 同右所蔵写本一冊・別一七五一(「国書総目録」七)。半紙判に墨付九丁。表紙に朱書で「尾州明倫堂出仕宮田敏自筆」、「堀田文庫739」の張紙がある。一丁目に「市立名古屋図書館蔵書印」(角朱印)、巻末に「大正十三年一月十八日・市立名古屋図書館」(楕円朱印)がある。識語には「安政二年乙卯□月、草稿、同六月己未三月 改稿」とある。書写奥書には「書水内神社統考後、右水神社統考一卷余故人西部子所著也、苗部氏博学多道、最用力於 本邦之学、著書頗富、就中此編則識見卓絶、考據実確、無復餘蘊乃使千歳埋没大祠亮然于今日、其功可謂偉矣、假令僧徒有喙三尺、安能得披破此論乎、嗟愉快哉 鄙諺所謂萬客奪本主之家者、此蕃佛有□ 慶応紀元乙丑夏五月十日 尾張国校学寮従事 宮田敏識」とある。
- (43) 宮内庁書陵部所蔵(大勢古万蔵写)写本一冊(「国書総目録」八)。
- (44) 安政六年作。宣長記念館所蔵写本一冊(「古典籍総合目録」二)。
- (45) たとえば、「壁塗を左官といふ事尾張のミにもあらざる

へし、江戸などにもしかいふよし聞及へり、他国ハいかに
かあらん 忠泰」とある。これは、西部相嘉が壁塗を尾張
では左官というとしたことへの疑問である。

(46) 『名古屋市史』二、三三二頁。

(47) ここでいう「国形の写」については、具体的に知ること
ができない。ただし、『東武実録』の正徳二年五月四日に
は、「万石以下之知行所郷村之書付、当年九月限り安藤右
京亮・松平備前守方へ差出候様二向々可被相達候、以上」
とある。また、『文昭院殿御実紀』十四の正徳二年五月二
十八日の記事には、「けふ各国郡名中古より、誤り来りし
を改むべしと命ぜらる」とある。国絵図・郷帳研究におい
て、正徳期が一画期をなす可能性を示唆するものであるが、
ここではこれ以上の追求はしない。

(48) 山本英二「尾張藩の歴史編纂事業と木曾の百姓控山―黒
川村古畑氏「古山」を事例に―」(徳川林政史研究所『研
究紀要』26、一九九二年)。

(49) 『植松茂岳』二巻、一〇六頁。

(50) 『植松茂岳』二巻、三五〇頁。

(51) 岸野俊彦「尾張垂加派の宣長学批判的特質」(『歴史評議』
四六一、一九八八年)。

(52) 岩下哲典前掲論文(『幕末名古屋藩の海防と藩主慶勝』、
一〇四頁)。

(53) 川村博忠「江戸幕府撰国絵図の研究」(古今書院、一九

八四年)二二三頁。

(54) 児玉幸多「元祿の道程書上」(『文部省史料館報』14、一
九七一年、『近世交通史の研究』一九八六年に収録)。

(55) 近年の研究成果である川村博忠「国絵図」(『日本歴史叢
書』44、吉川弘文館、一九九〇年)においても、領分附郷帳
の位置づけが見られない。

(56) 国立史料館蔵「伊勢国国絵図文書」。なお、本文書群は
明治大学刑事博物館蔵の「亀山藩板倉家文書」と本来は出
所を同じくするものである(吉田敏弘「元祿伊勢国絵図の
作成過程」(一)(二)(『四日市市史研究』五・六、一九九
二・九三年)。以下の記述はおもに「伊勢国領主附郷帳被
仰渡相窺候覚帳」(国立史料館35W130)による。

(57) 大日本古記録「新井白石日記」下、二二九―二四四頁。

(58) 笠谷和比古「近世国役普請の政治的位置」(『史林』59、
4、一九七六年、『近世武家社会の政治構造』吉川弘文館、
一九九二年所収)、同「宝永五年の「国役普請」をめぐっ
て」(『日本史研究』一六二、一九七六年)。

(59) 藤田覚「国高と石高―天保郷帳の性格―」(『千葉史学』
4、一九八四年)。

(60) ただし、文政四年に文庫の図書を他人の求めに応じて写
書していた鈴木白藤がこれを理由に免職されており、また
幕府関係の学者や尾張藩・加賀藩等へもまれに貸し出され
ていることから(『内閣文庫百年史』30頁)、紅葉山文庫と

の関連性は検討の余地がある。

(61) 全くの推測だが、これを諸大名作成の帳簿と考えた場合、相嘉がそれらを史料探訪するのはほとんど難しいと思われる。

(62) 史料管理学における原則については、大藤修・安藤正人『史料保存と文書館学』吉川弘文館、一九八六年。

(63) ただし、史料館において37A文書群の基本カードを利用した場合、「諸国郷帳」と「国書写本」との関連性は明確にされておらず、別個の史料群であるとの印象を与えた可能性がある。そうした検索手段の不備が、史料館郷帳についての誤解を招く一因であったと思われる。

(64) たとえば、浅井潤子「史料の受入れ」(前掲「史料の整理と管理」)。

(65) 註1安藤正人論文五十二頁。

(66) 物理的整理・分析的整理という概念については、安藤正人氏の史料管理学研修会講義ならびに同テキストを参照。

△付記▽

本稿は、一九九四年四月二六日に近世史研究会(名古屋大学主宰)のお招きをうけ、愛知県中小企業センターにおいて「尾張藩士西郡相嘉と「諸国郷帳」の成立」と題して報告したものをまとめたものである。報告では、三鬼清一郎先生をはじめ、多くの方々から貴重なご意見とご指導を賜った。この場をおかりして、深く御礼申し上げる次第である。

